

役員等に係る報酬・費用弁償規程

社会福祉法人 柊和会

令和 7 年 12 月改正

社会福祉法人 柊和会

役員等に係る報酬・費用弁償規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 柊和会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員等とは、定款第5条及び第15条に定める評議員、理事及び監事をいう。
- （2）報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- （3）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）等の経費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、法人業務に係る職務執行及び評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、職員給与に加えて別表第1に定める額を上限に支給することができる。

（報酬の額の決定）

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事長の報酬総額は、年間700万円以内とする。
- 3 理事長を除く全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 5 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（報酬の支給日）

第5条 役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月27日（ただし、給与支払日が金融機関の休日にあたるときは、その前日）に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費は、「社会福祉法人柊和会旅費規程」を準用し、旅費に相当する額を支給する。）

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

平成22年11月20日改正

平成23年 8月12日改正

平成25年 3月29日改正

平成26年 3月28日改正

平成29年 4月 1日改正

平成29年11月24日改正

平成30年 5月25日改正

令和 5年 6月 9日改正

令和 7年12月 1日改正

別表第1 役員等の報酬の額

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
評議員	会議等への出席の都度：1 人一律 3,000 円
理事	会議等への出席の都度：1 人一律 3,000 円
監事	会議等への出席の都度：1 人一律 3,000 円 監査の都度：1 人一律 10,000 円